



福岡県では4月30日、5月1日の2日間の日程で、新型コロナウイルス感染症に関わる緊急的な予算措置を講じるための臨時議会が開催されました。

補正予算の総額は一般会計で706億5,500万円余となっています。補正予算の主な内容は「感染拡大防止と医療体制の強化」として、幼稚園、県立学校、障がい者施設等へ配布するマスクや消毒液などの購入経費、「医療提供体制の強化」として感染症患者の入院を受け入れた医療機関に対する支援金や医療機関へ配布するマスク・医療用ガウンの購入経費、「患者の受入体制拡充」として感染症患者を受け入れるための医療機関等における当面必要な入院病床を570床、軽症者等の療養生活を支援するための宿泊施設1,200室を確保する経費、感染症に関する不安や疑問に対応するためのコールセンターの設置経費などとなっています。

そのほか、「事業継続の支援」「地域経済の回復と社会構造の変革」として各種様々な予算措置を講じています。これらに関しては私たちの日常生活と

深く関わるものであるため、本報告書において詳しく解説します。大野城市においても新型コロナウイルス感染症による経済悪化に対する政策として市独自の対策をおこなっておりますが、本報告書においては、国と県の取り組みのみを掲載させていただきます。大野城市の取り組みにつきましては市のホームページをご確認ください。

緊急事態宣言による外出自粛や休業要請など非常に窮屈な生活が続いております。本当につらい環境の中で毎日を暮らしていらっしゃると思いますが、それでも私たちは自分のため、家族のため、他人(みんな)のためにやるべきことをやるしかありません。早く元の生活に戻ることを信じて頑張りましょう。

最後に、自らの感染リスクを顧みず奮闘されている医療関係者、介護関係者、保育関係者のみなさまをはじめ、様々な現場で社会を支えていただいているみなさまに心から敬意を表し、感謝申し上げます。

新型コロナウイルス対策支援一覧 ●2020年5月2日時点で使える制度の一部をご紹介します

政令市・各自治体にも独自支援策があります



個人向け

給付 (もらえる)	すべての方に対して	特別定額給付金	一律1人10万円を給付 <small>※住民基本台帳に記載(4月27日時点)されているすべての人 ※DV被害者への救済措置もあります</small>	各市区町村役場担当部署
	子育て世帯向け	子育て世帯臨時特別給付金	児童手当受給者に対して、 子ども1人当たり1万円を給付 <small>※手続きは不要 ※所得制限あり</small>	各市区町村役場担当部署
	住居の確保をしたい (主に失業者向け)	住居確保給付金	対象：離職・自営業の廃業等で住宅を失う恐れのある人など 支給額： 家賃相当額 (ただし上限額は市町村によって異なります) 支払期間： 原則3か月 (一定要件を満たせば最長9ヶ月まで可能)	市：市区の生活困窮者自立相談支援機関 町村：県の生活困窮者自立相談支援機関
	家計が急変して 学費が払えない	日本学生支援機構 家計急変 給付奨学金	対象：大学・短大・高専・専修学校 支給額： 月額5,900円～75,800円 家計急変発生から3ヶ月以内の申込 学業成績、家計基準等で別途要件あり	○各在籍校の奨学金窓口 ○日本学生支援機構奨学金相談センター 9:00-20:00(土日祝除く) 0570-666-301
貸付 (かり)	生活の立て直しが必要 (主に失業者向け)	総合支援資金	複数世帯： 月20万円以内 単身世帯： 月15万円以内 据置期間： 1年以内 償還期限： 10年以内 貸付期間： 原則3ヶ月以内	○各市区町村の社会福祉協議会 ○厚生労働省「全国共通相談ダイヤル」 9:00-21:00(土日祝含む) 0120-46-1999
	一時的に資金が必要 (主に休業者向け)	緊急小口資金	10万円以内、ただし特に必要と認められた場合は20万円以内 据置期間： 1年以内 償還期限： 2年以内	
猶予 (のほす) 減免 (くらす)	税金が支払えない	税の徴収猶予「特例制度」	納税者・特別徴収義務者：2020年2月以降、事業等に係る収入が前年同期比20%以上減少し、納税が困難。 個人住民税・法人税・固定資産税等すべての税目が対象	国税：各税務署 県税：各県税事務所 市町村税：各市区町村役場
	県営住宅の家賃が払えない	県営住宅家賃減免・猶予制度	減免要件：世帯収入が県の定める基準以下となった方 減免額： 家賃の1/4～3/4 家賃猶予：入居者の事情に応じて対応	福岡県住宅供給公社の各管理事務所
	国民健康保険の支払いが難しい	国民健康保険軽減・減免措置	軽減：会社都合退職 やむを得ない自己都合退職者で雇用保険受給資格者証取得者 前年の給与所得を30/100として計算 減免：新型コロナウイルス感染症により生計維持者が死亡等の世帯など	各市区町村の国民健康保険担当部署
	家計が急変して 奨学金返済ができない	日本学生支援機構 奨学金返還期限猶予	猶予期間： 1年毎に申請 通算10年まで 収入条件：直近3か月の給与明細書等を元に計算 ※ほかにも減額返済制度等もあり。詳細は機構へ	日本学生支援機構奨学金相談センター 9:00-20:00(土日祝除く) 0570-666-301

自宅待機や失業、休校等によって、
家庭内の暴力が発生しやすくなっています。

DV相談+ プラス

メール24時間受付 電話 **0120-279-889**

児童相談・児童虐待
全国共通ダイヤル **189**

影響を受ける事業者の皆様へ支援メニューに
関する情報をお届けします

LINE公式アカウント
「経済産業省
新型コロナ 事業者サポート」
LINE ID: @meti_chusho

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

LINE公式アカウント
福岡 新型コロナ対策
パーソナルサポート

- そのほかにも、公共料金、電話料金、住宅ローンなどについて、支払期限延長など個別の対応をしています。公共料金については、国からも支払猶予について柔軟な対応を要請しています。
- 休暇、休業、解雇等の労働に対する相談は、「新型コロナウイルス感染症 特別労働相談窓口(福岡県各地区労働者支援事務所)8:30～17:15(土日祝除く) 福岡:092-735-6149 北九州:093-967-3945 筑後:0942-30-1034 筑豊:0948-22-1149



事業主向け

給付 (もらえる)	売上が 50%以上減少 した場合	持続化給付金	対象：売上が前年同月比で 50%以上減少 している事業主 給付額： 中小 上限 200万円、個人事業者 上限 100万円	持続化給付金事業コールセンター 8:30-19:00 (5・6月毎日) 直通 0120-115-570/IP電話 03-6831-0613
	売上が 30%以上50%未満減少 した場合	福岡県独自制度 福岡県持続化緊急支援金	法人： 上限 50万円 、個人事業者等： 上限 25万円 国の「持続化給付金」の対象とならない売上 30～50%減の事業主	福岡県持続化緊急支援金相談窓口 9:00-17:00 (5月中は土日祝含む) 0570-094-894
	雇用の維持を図るための 休業手当に 対して補償	雇用調整助成金 (新型コロナ特例措置)	対象労働者： 1人1日 8,330円上限 助成率： 中小企業 9/10 大企業 3/4 休業補償6割を超える部分は10/10助成	福岡労働局「福岡助成金センター」 8:30-17:15 (土日祝除く) 092-411-4701
	学校等休業 による補償 (雇用労働者向け)	小学校休業等対応助成金	対象：小学校等休校で労働者が有給休暇取得した場合 助成額： 1日当たり 8,330円 を上限で賃金相当額を助成	学校等休業助成金・支援金等相談 コールセンター
	学校等休業 による補償 (フリーランス向け)	小学校休業等対応支援金	対象：小学校等休校で休業したフリーランス 助成額： 1日当たり 4,100円	9:00-21:00 (土日祝含む) 0120-60-3999
	新たな取組 を始める事業主への支援	福岡県独自制度 新たな経営革新の取組支援	対象：売上高が前年同月比 15%以上減の事業主 (例) デリバリー・テイクアウト等 給付額： 上限 50万円 補助率 3/4 ※経営革新につながる新たな事業の取組を幅広く支援	福岡県新事業支援課 9:00-17:00 (土日祝除く) 092-643-3449
	テレワーク を実施する企業を支援	福岡県独自制度 テレワークの導入支援	対象：売上高が前年同月比 15%以上減の事業主 国の「IT導入補助金」に 上乗せ 国の補助率： 2/3→国+県の補助率 3/4	福岡県中小企業振興課 9:00-17:00 (土日祝除く) 092-643-3425
宿泊事業者 の感染予防策を支援	福岡県独自制度 宿泊事業者の感染防止対策支援	給付額： 上限 50万円 補助率 3/4 ※福岡市・北九州両政令市除く	福岡県観光振興課 9:00-17:00 (土日祝除く) 092-643-3456	
需要が激減 している花の消費を支援	福岡県独自制度 花き消費促進緊急対策	店舗等で飾る花： 上限 2万円/月 補助率：2/3 花き産地が地元公共施設で飾る花： 1産地 27万円	福岡県園芸振興課 9:00-17:00 (土日祝除く) 092-643-3574	
貸付 (かりる)	資金繰りのため 融資を受けたい	新型コロナウイルス感染症特別貸付	対象要件： 売上高が 5%以上減少 融資利率： 中小企業事業 1.11%、国民生活事業 1.36% 金利引下げ (3年間を上限に▲0.9%)、実質無利子制度あり (諸条件あり) 限度額： 中小企業事業 3億円 (金利引下げ・利子補給の限度額 1億円)、 国民生活事業 6千万円 (金利引下げ・利子補給の限度額 3千万円) 融資期間：設備資金 20年以内 (据置 5年以内)、運転資金 15年以内 (据置 5年以内)	日本政策金融公庫 9:00-15:00 (土日祝除く) 福岡支店 092-431-5296 (中小企業事業) 092-411-9111 (国民生活事業) 北九州支店 093-531-9191 (中小企業事業) 093-541-7550 (国民生活事業)
		新型コロナウイルス対策マル経融資	対象要件：商工会等の経営指導員からの経営指導を受け、かつ売上高が5%以上減少 融資利率： 1.21% 金利引下げ (3年間を上限に▲0.9%)、実質無利子制度あり (諸条件あり) 限度額： 1千万円 融資期間： 設備資金 10年以内 (据置 4年以内)、運転資金 7年以内 (据置 3年以内)	事業資金相談ダイヤル 9:00-17:00 (土日祝除く) 0120-154-505
		セーフティーネット保証 (4号・5号) 危機関連保証	返済困難の際、県信用保証協会が債務の肩代わり 前年比売上 15%以上減： 100%保証 、5%以上減： 80%保証 ※下記の福岡県制度融資を利用するために必要となります。	○取引のある金融機関 9:00-17:00 ○福岡県信用保証協会 0120-112-249 土日祝は 092-415-2604
		福岡県独自制度 福岡県制度融資「新型コロナウイルス感染症対応資金」	対象要件： 売上高が 5%以上減少 融資利率： 実質無利子 (3年経過後は 1.3%) (売上が 15% (個人事業主は 5%) 以上減少した方) 保証料率： 0% (売上が 15% (個人事業主は 5%) 以上減少した方) 限度額： 3千万円以内 融資期間： 10年以内 (据置 5年以内)	福岡県庁新型コロナ経営相談窓口 9:00-17:00 (土日祝含む) 0120-567-179
		福岡県独自制度 福岡県制度融資「緊急経済対策資金」	対象要件： 売上高が 5%以上減少 融資利率： 1.3% 保証料率： 0% (売上が 15%以上減少した方) 限度額： 1億円以内 融資期間： 10年以内 (据置 2年以内)	○取扱金融機関 ○各地区商工会議所・商工会
猶予・減免 (のほす/へらす)	収入が減少したので 税の減免 をしたい	固定資産税・都市計画税減免制度	対象：2020年2月～10月までの任意の3ヶ月間の収入の対前年同期比減少率 減免率： 30%～50%未満 1/2 50%以上 全額	各市区町村役場担当部署
	社会保険料の支払い ができない	健康保険料 厚生年金保険料猶予制度	事業の停止・著しい損失などがあった場合に、納付が猶予される	健康保険協会・日本年金機構